

| | |
|--|---|
| 会議名 | 平成26年度 第4回 宇治市個人情報保護審議会 |
| 日時 | 平成26年12月5日（金） 午後2時00分～4時20分 |
| 場所 | 宇治市役所 6階 602会議室 |
| 出席者 | <p>（委員）松岡会長 池田委員 市川委員 居波委員 近藤委員 鈴木委員 吉田委員</p> <p>（事務局）本城次長 松井主幹 脇本主事</p> <p>（実施機関）秘書広報課 山本次長 林主幹、市民課 柏木課長</p> <p>（異議申立人）1名 （補佐人）1名</p> <p>（傍聴者）1名</p> |
| <p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について（事務局）</p> <p>（1） 本日の予定について（事務局）</p> <p>ア ドライブレコーダーの設置における個人情報の取扱いについて（審議事項）</p> <p>イ 個人情報部分開示決定に係る異議申立てについて（審議事項）</p> <p>（2） 資料説明（事務局）</p> <p>事務局から、ドライブレコーダーの設置における個人情報の取扱い及び個人情報部分開示決定に係る異議申立てについての資料の説明を行った。</p> <p>3 審議事項 ドライブレコーダーの設置における個人情報の取扱いについて</p> <p>（1） 実施機関から、資料に沿って、諮問内容等について説明が行われた。</p> <p>（2） 事務局から、資料に沿って、本件における個人情報の取扱いと個人情報保護条例との関係等について説明を行った。</p> <p>（3） 質疑応答</p> <p>（会長） ただいまの実施機関及び事務局からの説明について、質問はあるか。</p> <p>（委員） 本日資料3ページから4ページの要綱案第6条のデータの複製・加工と、第8条の利用制限との関係についてであるが、例えば収集したデータを交通安全教育のために使う場合、映り込んでいる人の顔やナンバープレートは隠して利用するのが望ましいが、第6条ではデータ加工してはいけないと書いてある。ただし書の「市長が特に必要と認めた場合」で運用するのもかもしれないが、そこが少し明らかでない。</p> <p>（実施機関） データの加工について、顔やナンバープレートにぼかしをかけるといった技術は、今のところ、担当課として持ち合わせていない。今後、IT推進課やメーカー等の話を聞き、検討していきたい。</p> <p>（委員） 技術的に難しければ加工せずに利用するわけだが、それは目的外利用になるのか。教育目的を含めてドライブレコーダーで収集し、その映像をそのまま使うのであれば、目的内利用になるのか。</p> | |

（事務局） 現在、消防本部の車両やパッカー車に設置しているドライブレコーダーは、あくまでも事故原因の究明が目的であり、例外類型事項07に当てはめて収集している。今回、その事故原因の究明も新たな例外類型事項として作り、さらに安全運転の研修のためと、2つの目的のために諮問させていただいた。

（委員） 安全教育目的での収集も含めているので、目的外利用ではないということである。目的外利用ではないからといって、収集した映像をそのまま利用してよいのかという問題はあるが、データを加工する技術は今のところないということである。

（委員） 現在、救急車・パッカー車に設置しているドライブレコーダーが例外類型事項07に当たるということをもう一度説明してほしい。「本人から収集すること自体、事務の本来の目的を損なう」とは、どういうことか。

（事務局） 交通事故の場合、当然紛争当事者同士は利害が対立するものであり、相手方の主張をそのまま受け入れることは難しく、真実の個人情報は本人から収集しにくい。そのため、客観的事実を収集するためには、ドライブレコーダーを設置する必要がある。

（委員） 事故原因の究明をし、どのように利用することが想定されているのか。警察や保険会社への提供は前提とされていないのか。

（事務局） していない。

（委員） 市が知るだけということか。裁判になった場合などは想定していないのか。

（事務局） 裁判になり、法的な手続に基づいて証拠提出ということになれば、法を根拠として提出せざるを得ないと思う。

（委員） 今回の諮問では、市が事故原因を究明するだけでなく、警察や保険会社に提供することと、内部での研修で使うことが付け加わっている。

（委員） ドライブレコーダーの保存容量はどれぐらいか。

（実施機関） 機種やメモリーカードによって異なるが、8ギガバイトのメモリーカードで、高画質モードが105分、標準的なモードが145分である。

（委員） ショックや事故の分だけが、105分過ぎても特別に残っているということか。

（実施機関） そうである。

（委員） 各部局が使うために貸し出される車の運転時間は、大体2時間以内で済むという想定か。

（実施機関） 片道1時間以内で大半の地域に行けるので、十分な容量かと思う。

（事務局） 長時間の運転であっても、事故がなければ上書きしていき、事故時・緊急時の部分だけ残っていればよい。

（委員） 諮問書の中で、具体的に何のドライブレコーダーか書いていないのは、どういう考えか。

（委員） 同じ疑問があり、3ページの要綱案第1条に「宇治市車両」とあるが、これでは宇治市を走っている車両全てかということになる。善解すれば、宇治市が所有

する車両ということになるが、それでもかなり広く、無限定に見える。

(実施機関) 「宇治市車両」という標記の仕方だが、宇治市公用自動車管理規則では、「宇治市が所有する自動車」と定義付けられており、「消防本部の車両を除く」とされている。消防本部の車両は、消防機械器具の保管取扱い及び運行に関する規程で定義付けられている。要綱案については、主な想定対象が貸出車両であることから、このような標記としている。

(委員) 救急車及びパッカー車はどちらで定義付けされているのか。

(実施機関) パッカー車は、宇治市公用自動車管理規則に基づくものである。救急車については、消防機械器具の保管取扱い及び運行に関する規程に基づくものである。

(委員) 神戸市の事例では、メモリーカードは容易に取り出せない措置を施すとあるが、宇治市の場合どうか。

(実施機関) 宇治市では、そこまでは考えていない。

(委員) 盗難防止の問題があるため、メモリーカードではなく内部記憶装置があるもので運用したり、ロックをかけるということもあると思う。先程の説明では、宇治市の場合、毎回ドライブレコーダーを貸し出して設置し、毎回返却してもらうということである。

(会長) 他に実施機関への質問がなければ、審議に移る。

(4) 審議

(会長) 答申の方向性及び概要の決定ができればと思う。意見があればお出しいただきたい。

(委員) 緊急時や捜査の場合に映像が提供されるのはやむを得ないとしても、職員研修の中でそのまま流されることには、市民感情としては少し引がかかる。

(委員) 事故対応研修等で生の事故の映像を見ることを想定されているのだと思うが、事故車両など周りの映り込みが生じるため、配慮する必要があるのではないかと感じる。収集の目的内であれば、後は自由に利用できるということでは、少しルーズだと感じる。

(委員) ドライブレコーダーの元々の機能として、映り込んでいる必要のないものをモザイク状にするということではできないのか。

(委員) そのまま録画しているだけなので、それは少し難しい。

(委員) 顔やナンバープレートが写っているものを、そのまま研修で使うのは違和感がある。事故だけに、非常にセンシティブな問題が生じている可能性もあり、相手方がそのように使ってほしくないと思っている可能性が非常に高い。また、事故原因について争いがある可能性もある。

(委員) 現在、実際にこのような教育はしているのか。

(事務局) 本市ではないが、資料の他市の諮問答申事例では、研修目的で利用している。

(委員) 具体的に、どのような研修か。

- (事務局) 急ブレーキを踏んだだけで映像が保存されるため、そうしたヒヤリハット事例を研修で用いるということである。細い路地や入り組んだ道があるといった、宇治という地域の特殊性に基づいた活きた教材を活用するため、ドライブレコーダーを導入するということである。
- (委員) 市の特色を出す研修をするということだが、他にこれという理由があるなら、それを知りたい。
- (委員) 利用の形態や必要性がいまひとつわからないというのは、おっしゃるとおりである。事故があった場合、警察や保険会社からデータの提供を求められたことはあるのか。
- (事務局) 事務局では把握できていない。
- (委員) 今回整理することで、宇治市管内で事故があった場合、提供を求められる可能性は高まる。
- (委員) 宇治市公用車のこれまでの利用の実情はどのようなものか。資料22ページの他市の事案では、公用車運転中の事故の頻発、事故発生時の報告漏れ、職員の運転マナーに関する市民からの苦情が挙げられているが、こういうようなことはないのか。
- (事務局) 事故の報告漏れはないと思うが、マナー・モラルの低下に関する苦情はあるかと思う。
- (委員) 神戸市の事例では、具体的に平成25年度の事故発生件数が出ているが、宇治市ではどうなのか。
- (事務局) 詳細な数字は把握していないが、公用車における事故は増加傾向にあると聞いている。
- (委員) 公用車の台数や利用頻度が増えたからというわけではないのか。
- (事務局) そういうわけではない。
- (委員) ものによってメモリーカードは取り出しやすく、メモリーカードだけ抜き去られるおそれがある。あるいは、落としてわからなくなるおそれもないわけではない。技術的に可能ならば、着脱式ではないものはないのか。
- (委員) 神戸市の事例では、容易に取り出せない措置を施すだけであり、着脱式は着脱式である。
- (委員) 宇治市はドライブレコーダー自身が着脱式である。
- (事務局) 具体的にどのような機種を取り付ける予定なのか、メモリーカードではなくハードディスク形式のものがあるのか、それに変えられるのかどうかを担当課に確認し、次回審議会の資料として提出させていただく。
- (会長) 本日の議論では、メモリーカードの取り出し及び紛失のおそれについての指摘、教育目的という場合の具体的な使い方の問題及び教育目的と言えどそのまま利用するのはまずいという指摘が相次いでおり、その点は考慮していただく必要があると思う。諮問の前提として、どれだけの具体的な必要性があってという部分が

弱い。他市の事例と同様の問題状況があるのかという指摘については、考えていただく必要がある。

（委員） 映像の鮮明さはどのようなものなのか。イメージ図からは、かなり広い範囲が映っている印象を受ける。

（委員） 先程、映像を加工できないとあったが、現在の技術的には加工することは可能なのか。

（委員） 可能である。神戸市の要綱は、加工することを前提に作られている。

（委員） 研修に使う映像の本数は、それほど多くないはずである。

（委員） 研修より、抑止効果が目的か。

（事務局） それもある。担当課からも説明があったが、運転マナーの面で、自分の運転記録が残るということで、乱暴な運転はしにくいという心理は働く。

（事務局） 本日いただいた意見を踏まえ、ドライブレコーダーの機種等の資料を整え、答申案を用意させていただく。

（会長） 本件は継続審議とし、本日の審議は終了させていただく。

4 審議事項 個人情報部分開示決定に係る異議申立てについて

会長から、本審議事項については非公開にて審議するとの説明が行われた。

○非公開部分の概要

- (1) 事務局から、資料に沿って、異議申立てに係る経過について説明を行った。
- (2) 異議申立人及び補佐人から、意見陳述が行われた。
- (3) 異議申立人及び補佐人の意見陳述に対する質疑応答が行われた。
- (4) 実施機関から、意見陳述が行われた。
- (5) 実施機関の意見陳述に対する質疑応答が行われた。
- (6) 異議申立てについて、審議が行われた。

5 その他連絡事項等について

次回審議会にて予定している審議事項（ドライブレコーダーの設置における個人情報の取扱い・個人情報部分開示決定に係る異議申立て）について確認を行った。

前回報告した個人情報の紛失事案については、次回審議会であらためて報告させていただく。

6 閉会

（会長署名）